甲第 / 0 号証	30 証人から			ご主人が生きて			被告人は、	 年齢	盾		証人尋	番事号件平成。
		をしていました。	能都町の藤波というところに住	生きていたとき、何か商売をして	しています。	そうです。子供は一人だけです	、証人の息子さんですね。	三歳	里 日 什 一寸	1	町 調書 (この調書は、第二	四年の第八六号等
	我 了		んでおり、そこで車のタイヤの販売	いたのですか。		。被告人が三歳のとき、父親は死亡 /		一〇字三	石川県鳳至郡能都町宇出津山分		回公判調書と一体となるものである。) 裁判所	

	gerika sapaten	termentacin transcens			Romi			TOLOGO SON TOLOGO	<del>dag sans hearls (dis</del>	FEETWARE OF A COLONIA	Philipped schools	ne Rabio estado de la constancia de la cons	
被告人の警察での調書によると、被告人はパチスロに二年ほど凝って、それで――――――――――――――――――――――――――――――――――――	生活は苦しくなかったと思います。	いたと思います。	いいえ、被告人は長距離の運転手をしており、沢山のお金を貰って	被告人の結婚生活のとき、経済状態が苦しいということは知っていました。	知っています。	ますか。	被告人は奥さんと離婚し、奥さんが子供二人を引き取っていることも知ってい	知っていました。	証人は知っていましたか。	警察や検察庁の調書を見ると、被告人は職業をかなり替えているようですが、	思っていませんでした。	真面目で働きものと思っていました。本件事件を起こすとは夢にも	

No.

(<del>\*</del> 1 :

証人は、被告人に面会に行かれていますね。
手を出ずようなことはあ
それについて、被告人は反抗的な態度をとっ
れるようなことはしては
あります。「人に迷惑をかけてはだめだ。
証人は、被告人に注意をしたことが
っていたと思います。
校時代に友達と喧嘩をし
被告人が短気ということはありませんでした。
証人からみて、被告人の性格はどうです
知りませんでした。
ているのですが、そのことは知ってい
経済的に苦しくなって、奥さんがサラ金からお金を借りるよ
サ

最高裁印 九号の一



									-				il
	一度離婚		被告人は、	検察官		今のところ、			証人は、				そうしますと、
	度離婚して、再び結婚をし	知っています。	い、前の奥さんと二度離婚をし		そうです。	被害者	週間しか働くことが	現在、私は膝が痛	本件事件について、	のですから、何回	「二度と来ないで	手と膝をついてお	
_	再び結婚をしたのはどういうわけですか。		離婚をしている			に被害弁償をしようと思	ができないため、	痛くてやっと歩ける状態	被害弁償をする気持ちがあり	何回も病院へ行って	でくれ。」といわ	お詫びをしたので	証人は被害者に会ってお詫びが出来な
貶	っわけですか。		ていることを知って			ってもできな	弁償するお	で カ		いる次第です。	れました。し	ですが被害者の雨	い状
町			いますか。			いということですか。	金がありません。	月に一〇日ないし二	ますか。		かし、被告人が悪い	両親から「出ていけ。	態ですか。
′I						すか。	0				悪い	け。	

最高裁印 九号の一

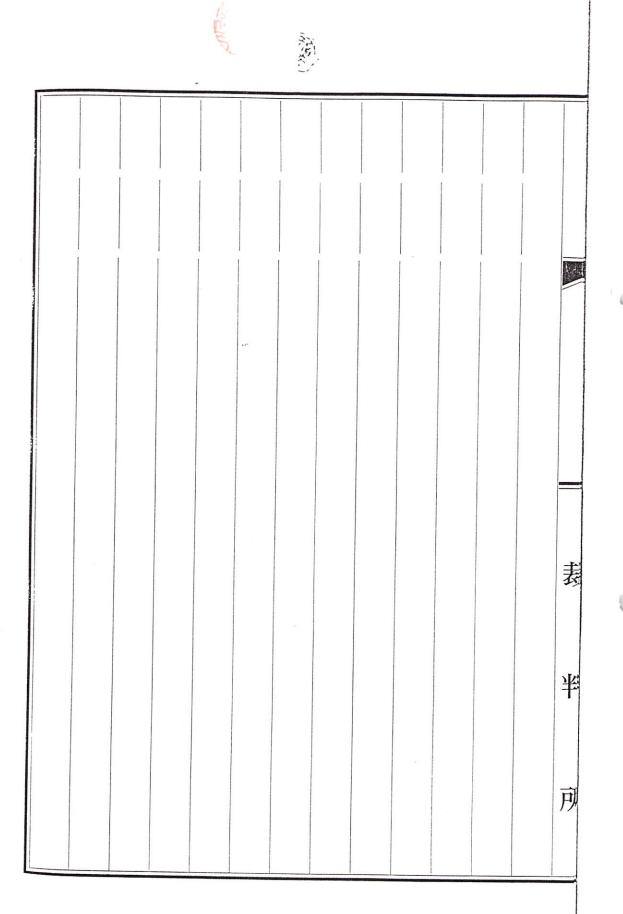
1	
1/1	3
11.	(5)
5	-

		-									
うことを聞きました。 ありません。本件事件になってから初めて「被害者を好きだ。」とい	証人は、被告人から被害者のことについて何か話を聞いたことがありますか。	ありません。 	一子	嫁がサラ金からお金を借りていづらくなったものと思います。	それが、どうして離婚をしたのですか。	ようになったものです。	被告人も子供達が可愛そうだということから嫁と一緒に生活をする	でどうにもならないと言って嫁が入り込んだ形になったのです。	き取ったのですが、下の子供が「兄ちゃん、兄ちゃん。」と言うの	最初の離婚のとき、被告人が上の子供を嫁が下の子供をそれぞれ引	事



									証人は、	裁判官(山
		.5			•		てくれませんでした。	ありません。被害者の両親	、病院で被害者と直接会ったことがあるのですか。	日 田)
足								被害者の両親から「出ていけ。」	とがあるのですか。	
IJ						以		と言われて		
۴						上		と言われて部屋に入れ		

最高裁印 九号の一



宣生が

良心に従つて、 知つていることをかくしたり、 ほんとうのことを申上げま ないこ

右の通り誓います。

とを申上げたりなど決していたしません。

九野 己以子